

「茨城県台風18号等災害義援金」募集要綱

社会福祉法人茨城県共同募金会

1 趣 旨

台風18号等による大雨により家屋の浸水や倒壊等の災害が発生し、古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町に災害救助法が適用されました。

茨城県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被災を受けられた方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

茨城県台風18号等災害義援金

3 受付期間

平成27年9月11日（金）から平成27年11月30日（月）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
常陽銀行	本店 (004)	普通預金 3732194	社会福祉法人 茨城県共同募金会 茨城台風18号災害
筑波銀行	県庁支店 (060)	普通預金 1135776	

- ※ 各金融機関とも、当該金融機関の本店・支店からの振込手数料は、無料となります。
- ※ ATM及びインターネットバンキングを利用しての振込みは、手数料がかかります。
- ※ ゆうちょ銀行に口座を開設する予定です。

5 現金書留による送金（現在、郵便料金免除の申請中です。）

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館2階
社会福祉法人 茨城県共同募金会

- ※ 個人の方は、郵便料金が免除されます。
- ※ 現金書留用の封筒に「救助用郵便」と明記してください。

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、茨城県へ拠出し、茨城県が設置する義援金配分委員会で決定され、被災者に配分されます。

7 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。各金融機関等での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

(税の軽減を受けるためには、義援金の領収書の添付など所定の手続きが必要です。)

8 領収書の発行

義援金について税制上の優遇措置(所得税, 法人税)を受けるために領収書を希望する場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ当会へ送付してください。後日領収書を発行いたします。

9 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、平成27年9月11日施行です。

お問い合わせ先

茨城県水戸市千波町1918番地

茨城県共同募金会 TEL 029-241-1037

「茨城県台風18号等災害義援金」領収書発行依頼書

平成 年 月 日

貴社名（団体名） または個人名		
領収書送付先 (所在地または住所)	〒	
	担当者	TEL FAX
義援金寄付額	円	
領収書宛名 ※ 上記の名称と違う場合 にご記入ください。 又、複数に分ける場合 には、名称と金額をご 記入ください。	領収書の名称	義援金の内訳
		円
		円
当会への振込日（○をつけてください）		平成 年 月 日
	常陽銀行本店（普）3732194	
	筑波銀行県庁支店（普）1135776	

※上記記入欄以上に、領収書の宛先・送付先を複数にする場合は、内訳表を添付して送付ください。

送付先 社会福祉法人 茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 県総合福祉会館内

TEL 029-241-1037 FAX 029-244-1993 Eメール iba-cc@atlas.plala.or.jp